# 公　　告

令和８年１０月２０日

広島市環境影響評価条例（平成１１年広島市条例第３０号）第３１条第３項において準用する同条例第３０条第２項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第３１条第３項において準用する同条例第３０条第３項の規定に基づき公告します。

広島市長　　松井　一實

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑴　事業者の名称　　株式会社クリショー

⑵　代表者の氏名　　代表取締役　小島　隆司

⑶　主たる事務所の所在地　　広島市西区南観音七丁目１４番２０号

２　対象事業の名称

白木産業廃棄物最終処分場増設事業

３　事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

| 場所 | 期間 | 時間 |
|---|---|---|
| 環境局環境保全課<br>（中区国泰寺町一丁目６番３４号）<br>安佐北区役所市民部区政調整課<br>（安佐北区可部四丁目１３番１３号）<br>安佐北区役所白木出張所<br>（安佐北区白木町大字秋山２３９１番地４）<br>安芸高田市役所八千代支所<br>（広島県安芸高田市八千代町佐々井１３９１番地１） | 令和８年１０月２０日（火）から<br>令和８年１１月２日（月）まで<br>（土曜日及び日曜日を除く。） | 午前８時３０分<br>から<br>午後５時１５分<br>まで |
| 株式会社クリショー白木処分場現場事務所<br>（安佐北区白木町大字志路字加計２７７番地１） | | 午前８時から<br>午後５時まで |